

## 4.(2)⑭ 外部評価に係る運営推進会議の活用

<b>概要</b>	【認知症対応型共同生活介護★】
<p>○ 認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。【省令改正】</p>	

<b>基準</b>	<p>&lt;現行&gt; 自らサービスの質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表。</p>	➔	<p>&lt;改定後&gt; 自らサービスの質の評価を行うとともに、 次のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表。 i 外部の者による評価 ii 運営推進会議における評価</p>
-----------	---	---	---

事業所が、運営推進会議と外部評価のいずれかを選択

	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所 介護・認知症対 応型通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症グループ ホーム	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	地域密着型介護 老人福祉 施設	看護小規模多機 能型居宅 介護
<b>運営推進 会議</b>	○	○	○	○	○	○	○
※ 定期巡回・ 随時対応型訪問 介護看護は介 護・医療連携推 進会議	6月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	6月に1回以上 開催	2月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	2月に1回以上 追加開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	2月に1回以上 開催	2月に1回以上 開催	2月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施
<b>外部評価</b>	-	-	-	○	-	-	-
	※H27～ 介護・医療連携 推進会議に統合		※H27～ 運営推進会議に 統合	都道府県が指定 する外部評価機 関によるサービ スの評価を受け、 結果を公表			※H27～ 運営推進会議に 統合